

石 運 輸 第 7 9 号
石 運 整 第 1 0 6 号
令 和 3 年 5 月 2 0 日

石川運輸支局管内に営業所を設置する

レンタカー事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった

レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

標記について、別添のとおり通達があったので、了知願います。

なお、非稼働期間を令和3年6月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出は不要です。

【リスト提出先】

○電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp

○FAXの場合 石川運輸支局 輸送・監査部門 担当：白倉、登坂

FAX番号：076-208-6001

電話番号：076-208-6000(代表) ⇒「1」選択

※電子メールまたはFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

北信交旅第97号
北信技整第61号
令和3年5月19日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について (適用期間の再延長)

標記について、自動車局旅客課長及び整備課長より別紙のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係団体未加入事業者あて周知されたい。



国自旅第44号
国自整第37号
令和3年5月14日

北陸信越運輸局

自動車交通部長 殿

自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長

整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により、非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には、定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和3年2月16日付け国自旅第424号、国自整第298号により、その取扱いを令和3年6月30日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年9月30日までとしたので了知されたい。

また、非稼働期間を令和3年6月30日までとして申請（令和2年9月30日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を令和3年9月30日までと読み替えるものとする。

【リスト提出先】※電子メール又はFAXいずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp（前回より変更なし）
- FAXの場合 FAX番号：管轄する地方運輸支局輸送部門

なお、本通達は、一般社団法人全国レンタカー協会宛に通知していることを申し添える。



通達「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検について」
 で定める当面稼働させない車両リスト

電子メールの場合は以下のメールアドレス宛にご提出ください。
 hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp

営業所を管轄する運輸支局 : 石川運輸支局
 事業者名 :
 営業所名 :
 代表者名 :
 電話番号 :

NO	登録番号又は車両番号	非稼働期間			非稼働開始時の総走行距離		備考
記入例	霞ヶ関 500 わ 1111	R2.06.01	～	R2.09.30	123,456		
1			～			km	
2			～			km	
3			～			km	
4			～			km	
5			～			km	
6			～			km	
7			～			km	
8			～			km	
9			～			km	
10			～			km	
11			～			km	
12			～			km	
13			～			km	
14			～			km	
15			～			km	

NO	登録番号又は車両番号	非稼働期間		非稼働開始時の総走行距離	備考
16			～	km	
17			～	km	
18			～	km	
19			～	km	
20			～	km	
21			～	km	
22			～	km	
23			～	km	
24			～	km	
25			～	km	
26			～	km	
27			～	km	
28			～	km	
29			～	km	
30			～	km	
31			～	km	
32			～	km	
33			～	km	
34			～	km	
35			～	km	
36			～	km	
37			～	km	
38			～	km	
39			～	km	
40			～	km	